第十六条　本部役員並ニ支部長ハ以ツテ組織シ組合長ハ臨時之ヲ招集シ支部決議ノ中請事項ノ審議並ニ緊急事項ヲ協議決定ス

第十七条　執行委員会ハ組合長　主事　会計　部長並ニ執行委員ヲ以ツテ組織シ大会及ビ本部委員会ノ決議ヲ執行ス

第十八条　本部委員会ハ定員ノ半数以上ノ出席スルニ非ラサレハ会議ヲ開クコトヲ得ス

前条ノ定ムルトコロニ依リ会議不成立ヲ見タル場合ハ大会ニアリテハ五日以上三週間以内ニ本部委員会ニアリテハ一日以上二週以内ニ更ニ会議ヲ召集シ出席者ガ定数ヲ欠クトモ其ノ会議ノ決議ハ効力ヲ発生スル

第十九条　決議ニ対シ不服アル際ハ通告ハナシ時間内ニ発送スヘキモノトス

但シ第十八条ヲ遵守スヘキモノトス

第二十条　決定ス　第三十七条ヲ決ス

第二十一条　但シ第二十七条ヲ除ク会議ノ採決ハ過半数ヲ以テ決定ス

第二十二条　賛不同数ノ際ハ議長之ヲ決ス

第二十三条　本組合ノ大会　本部委員会　大阪聯合会　執行委員会並ニ諸会合ハ日本労働組合総同盟　関西同盟会　関西同盟会ノ相談役ハ出席

第二十四条　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長　一名　一、会計　一名　一、執行委員若干名

一、書記　一名　一、政治　一名　一、事業　一名　一、共済　一名

一、婦人　一名　一、教育　一名　一、組織　一名　一、宣伝　一名　一、調査　一名　一、記録　一名　一、出版　一名　一、法律

第二十五条　本組合ノ役員ハ職能ハ左ノ如ク定ム

一、本部役員若干名

一、組合長ハ組合ヲ代表シ諸般ノ事務ヲ統理シ会議ノ議長ヲナス

一、主事ハ組合長ヲ補佐シ諸般ノ事務ヲ處理ス

一、会計ハ組合ノ金銭ノ出納並ニ財産管理事務ヲ處理ス

一、執行委員ハ組合長ヲ補佐シ各部間ノ長ニ當リ各分担事務ヲ處理ス

一、本部委員ハ

第二十六条　本組合ハ日本労働総同盟ノ傘下ニ入リ大阪聯合会、大阪合同労働組合ノ役員及ビ大会ノ代議員ヲ以テ構成ス

二、日本労働総同盟　関西同盟会　大阪聯合会　大阪合同労働組合ノ役員及ビ大会ノ代議員ヲ以テ構成スルコト

三、日本労働総同盟　関西同盟会　大阪聯合会　大阪合同労働組合ノ役員及ビ大会ノ代議員ヲ以テ構成スルコト

四、日本労働総同盟　関西同盟会　大阪聯合会　大阪合同労働組合ノ役員及ビ大会ノ代議員ヲ以テ構成スルコト

但シ出席ノ資格ハ第二ノ項ニ於テ行ハルル合理事第二ノ項ニ対シ事業明則ノ定ムルトコロニ依リ其ノ特典ニ浴シ得ルコト

第二十七条　本組合員ニシテ左ノ各項ノ一ニ該当スル者ハ大会又ハ本部委員会ノ議ヲ以テ除名ス

一、組合員ニシテ左ノ各項ノ一ニ該当スル者ハ大会又ハ本部委員会ノ議ヲ以テ除名ス

但シ本人ノ弁明ヲ聴キ三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ且ツ出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決ス

一、第一項　第二項　第三項ニ背反シタル場合

二、第七条第四項ノ義務ヲ履行セザル場合

三、日本労働総同盟　関西同盟会　大阪聯合会　大阪合同労働組合ノ統制ニ服セザル場合

第二十八条　本組合ノ役員ハ大会ノ代議員ヲ以テ組織シ任期ハ一ヶ年トス

但シ本部委員会ニ於テ必要ナリト認メタル時ハ臨時大会ヲ召集スルコトヲ得

第二十九条　本大会ノ代議員ハ左ノ標準ニ依リ選出ス

一、百名以下ノ支部ハ二十名ニ付キ一名

二、百名以上ノ支部ハ二十名ニ付キ一名

三、百名以上ノ支部ハ二十名ニ付キ一名

第三十条　大会ハ本部役員並ニ支部長ヲ以ツテ組織シ組合長ハ臨時之ヲ招集シ支部決議ノ中請事項ノ審議並ニ緊急事項ヲ協議決定ス

第三十一条　執行委員会ハ組合長　主事　会計　部長並ニ執行委員ヲ以ツテ組織シ大会及ビ本部委員会ノ決議ヲ執行ス

第三十二条　本部委員会ハ定員ノ半数以上ノ出席スルニ非ラサレハ会議ヲ開クコトヲ得ス

前条ノ定ムルトコロニ依リ会議不成立ヲ見タル場合ハ大会ニアリテハ五日以上三週間以内ニ本部委員会ニアリテハ一日以上二週以内ニ更ニ会議ヲ召集シ出席者ガ定数ヲ欠クトモ其ノ会議ノ決議ハ効力ヲ発生スル

第三十三条　決議ニ対シ不服アル際ハ通告ハナシ時間内ニ発送スヘキモノトス

但シ第十八条ヲ遵守スヘキモノトス

第三十四条　第九条　第二十七条　第三十七条ヲ除ク会議ノ採決ハ過半数ヲ以テ決定ス

第三十五条　賛不同数ノ際ハ議長之ヲ決ス

第三十六条　本組合ハ大会　本部委員会　大阪聯合会　執行委員会　大阪合同労働組合ノ代表者ヲ以テ組織シ大会及ビ本部委員会ノ決議ヲ執行ス

第三十七条　本部委員会ハ定員ノ半数以上ノ出席スルニ非ラサレハ会議ヲ開クコトヲ得ス

前条ノ定ムルトコロニ依リ会議不成立ヲ見タル場合ハ大会ニアリテハ五日以上三週間以内ニ本部委員会ニアリテハ一日以上二週以内ニ更ニ会議ヲ召集シ出席者ガ定数ヲ欠クトモ其ノ会議ノ決議ハ効力ヲ発生スル

第三十八条　決議ニ対シ不服アル際ハ通告ハナシ時間内ニ発送スヘキモノトス

但シ第十八条ヲ遵守スヘキモノトス

第三十九条　第九条　第二十七条　第三十七条ヲ除ク会議ノ採決ハ過半数ヲ以テ決定ス

第四十条　賛不同数ノ際ハ議長之ヲ決ス

第四十一条　本部役員ハ左ノ標準ニ依リ選出ス

一、百名以下ノ支部ハ二十名ニ付キ一名

二、百名以上ノ支部ハ二十名ニ付キ一名

三、百名以上ノ支部ハ二十名ニ付キ一名